

本庄市告示第45号の2

本庄市クラウドファンディング活用型事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年2月12日

本庄市長 吉田 信 解

本庄市クラウドファンディング活用型事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会的課題や地域課題の解決に資する活動及び地域活性化に資する活動を行う市内の個人又は団体が実施する事業に対し、予算の範囲内でクラウドファンディング型ふるさと納税により受けた寄附金を原資とする本庄市クラウドファンディング活用型事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付に関しては、本庄市補助金等交付規則（平成18年本庄市規則第43号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) クラウドファンディング型ふるさと納税 ふるさと納税（地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第2項及び第314条の7第2項の規定による寄附金税額控除の対象となる寄附金をいう。）の制度を活用し、インターネット等を通じて広く不特定多数の者から資金を調達する仕組みをいう。

(2) ポータルサイト ふるさと納税による寄附の申込みを行うことを目的として、インターネットにアクセスするときの入口となるウェブサイトをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、総事業費が100万円以上で、かつ、次に掲げる事業とする。ただし、政治活動、宗教活動又は選挙活動を目的とする事業を除く。

(1) 少子化対策及び子育て支援に関する事業

(2) 福祉の増進に関する事業

(3) 教育、文化及びスポーツの振興に関する事業

- (4) 産業及び観光の振興に関する事業
 - (5) 自然環境の保全又は景観の維持若しくは再生に関する事業
 - (6) 地域コミュニティの活性化に資する事業
 - (7) 関係人口の増加、移住若しくは定住の促進又は人口流出の抑制を目的として実施する事業
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業
- 2 補助対象事業は、補助金の額にかかわらずこれを実施し、及び完了するものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する個人又は市内に事務所若しくは事業所を有する法人その他の団体であること。
 - (2) 市税を滞納していないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者としなない。

- (1) 政治活動、宗教活動又は選挙活動を目的とするもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 本庄市暴力団排除条例（平成24年本庄市条例第20号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条例第3条第2項に規定する暴力団関係者であるもの
- (4) その他市長が適当でないと認めたもの

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に必要な経費のうち、別表に掲げるところによるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、この要綱に相当する制度により国、県、市町村その他の団体が交付する補助金（以下「国等の補助金」という。）の交付を受ける場合においては、補助対象経費のうち、国等の補助金の対象となる部分については、補助対象経費としなない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、市長が補助対象経費として不適当であると認めたものは、補助対象経費としなない。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象事業について、市がクラウドファンディング型ふるさと納税により受けた寄附金の額から、その募集に要する手数料等に相当する額を控除した額を上限とする。

2 補助対象者が返礼品等を用意する場合は、前項の規定に加え、返礼品等及び返礼品等の送付に要する経費に相当する額を補助金の額から控除するものとする。

3 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助対象事業の認定)

第7条 補助対象事業の認定を受けようとする補助対象者は、本庄市クラウドファンディング活用型事業認定申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべき事業(以下「認定事業」という。)であるかの認定の可否を決定し、本庄市クラウドファンディング活用型事業認定(不認定)通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(寄附金の募集)

第8条 市長は、補助対象事業を認定したときは、認定事業に係る寄附金の目標額及び募集期間を定めるとともに、市のホームページ又は市が契約するクラウドファンディング事業者の運営するポータルサイトに目標額、募集期間その他認定事業に係る情報を掲載し、寄附金の募集を行うものとする。

(補助金の交付の申請)

第9条 第7条第2項の規定による認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、本庄市クラウドファンディング活用型事業補助金交付申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(決定の通知等)

第10条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、本庄市クラウドファンディング活用型事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第4号)により認定事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付の決定をする場合において、必要があるときは、当該補助金の交付決定に条件を付することができる。

(認定事業の着手)

第11条 認定事業の着手は、原則として補助金の交付決定後に行うものとする。ただし、認定事業を効率的かつ効果的に実施するため、交付決定前に着手する必要がある場合は、事前着手届を市長に提出し、その承認を受けて着手することができる。

(認定事業の内容の変更等)

第12条 第10条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補

助事業者」という。)は、認定事業の内容、認定事業に要する経費の額若しくは配分を変更しようとするとき、又は認定事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ、本庄市クラウドファンディング活用型事業変更・中止(廃止)認定申請書(様式第5号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(認定事業の内容の軽微な変更)

第13条 前条ただし書の軽微な変更は、補助対象経費の各区分の30パーセント以内の額の変更であって、補助金の額に変更が生じないものとする。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、認定事業が完了したときは、事業完了の日から起算して30日以内又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、本庄市クラウドファンディング活用型事業補助金実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書等の写し
- (2) 成果を証する書類(任意)及び写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付額の確定)

第15条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、交付すべき補助金の額を確定し、本庄市クラウドファンディング活用型事業補助金交付額確定通知書(様式第7号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第16条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、本庄市クラウドファンディング活用型事業補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(関係書類の整備等)

第17条 補助事業者は、認定事業に係る収入、支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入、支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項の帳簿及び証拠書類は、当該補助金の交付決定に係る会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(事業認定の取消し)

第18条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定事業の全部又は一部の認定を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により事業認定又は補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 認定事業及び補助金の交付決定の内容並びにこれらに付した条件に違反したとき。

(4) 補助事業者が自らの補助対象事業のクラウドファンディングに寄附したとき。

(5) その他市長が不相当と認める理由が生じたとき。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第19条 市長は、前条の規定により事業認定を取り消したときは、補助金の交付決定を取り消し、既に補助金が交付されている場合は、補助事業者に対し、その返還を命ずるものとする。

2 前項の規定による補助金の返還命令により返還された補助金については、本庄市ふるさと創生基金に充当するものとする。

(報告、指示又は検査)

第20条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し報告をさせ、認定事業の遂行上必要な指示をし、又は第17条の帳簿その他関係書類について検査をすることができる。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

別表（第5条関係）

区分	内容
報償費	講師又は専門家への謝礼等
人件費	補助対象事業の実施のために必要となる業務に直接従事する者への賃金等
旅費	交通費、宿泊料等
需用費	消耗品費、原材料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料等
役務費	通信運搬費等
手数料	振込手数料、クリーニング代、ごみ処理手数料等
保険料	損害保険料等
委託料	補助対象事業の実施のために必要となる業務の委託に要する経費
使用料及び賃借料	土地、施設等の借上料、OA機器等の使用料等
設備費	内装又は外装の工事費、機械装置等の購入費等

販売促進費	広告宣伝費、ホームページ作成料等
その他	市長が特に必要と認める経費